

目標達成に向けた主な取組内容(案)

※今後、目標達成に向けた取組事項を協議するが、現時点で想定される主な取組内容を挙げることとする。

1. 避難のための取組

(1) 情報伝達、避難計画等に関する事項

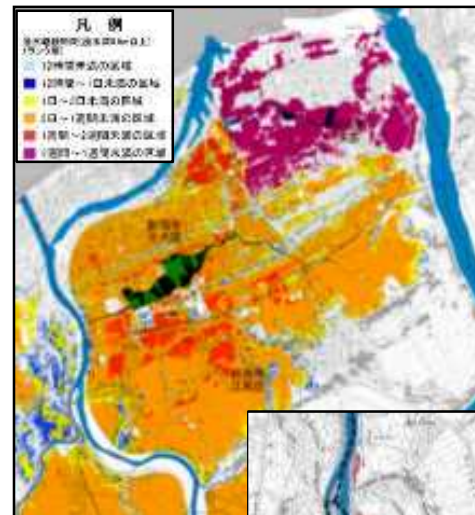
○想定最大規模降雨時の氾濫情報(浸水想定区域図・浸水継続時間図・家屋倒壊等氾濫想定区域図等)を公表

国土交通省と県

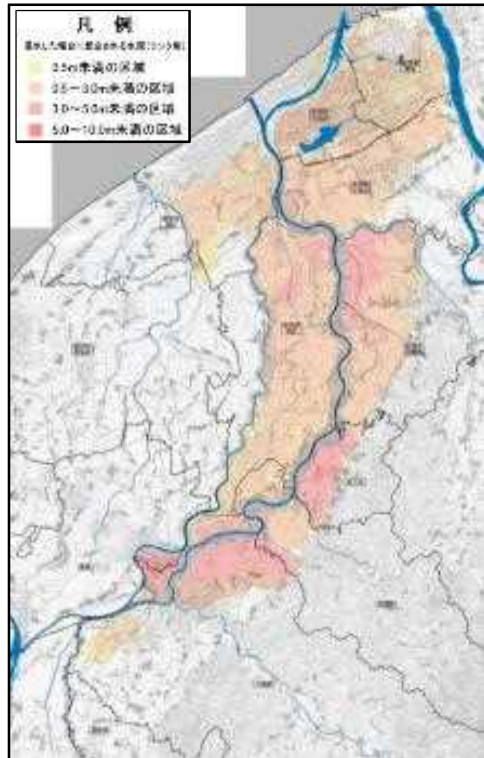
【各基礎データを作成】

- ・浸水想定区域図
- ・浸水継続時間図
- ・家屋倒壊等氾濫想定区域図

※平成28年5月30日公表(国土交通省)



想定最大規模
降雨時
浸水継続時間図の
イメージ



想定最大規模降雨時
浸水想定区域図



想定最大規模降雨時
家屋倒壊等氾濫想定区域図のイメージ

市町村

第3回水害ハザードマップ検討委員会資料による
水害ハザードマップの地図面の例



信濃川下流河川事務所と新潟県が
公表した浸水想定区域図に基づき
洪水ハザードマップ作成

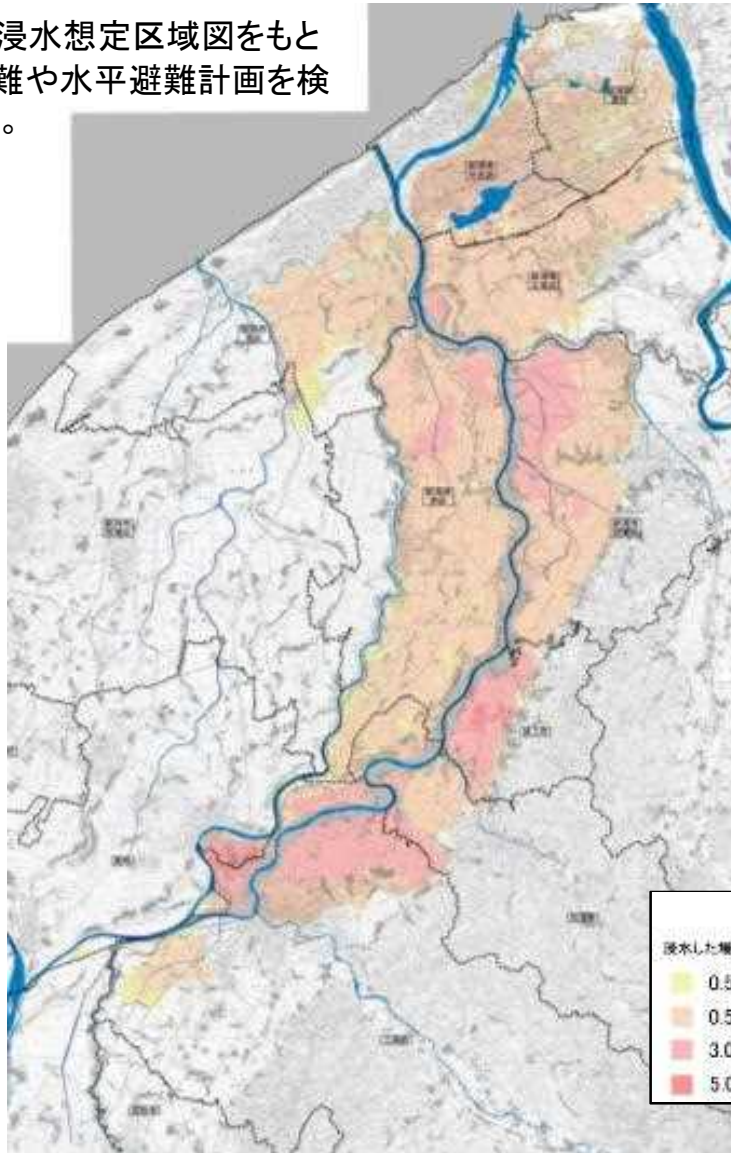
1. 避難のための取組

(1) 情報伝達、避難計画等に関する事項

○広域避難計画やタイムラインの精度向上、避難所の再設定 など

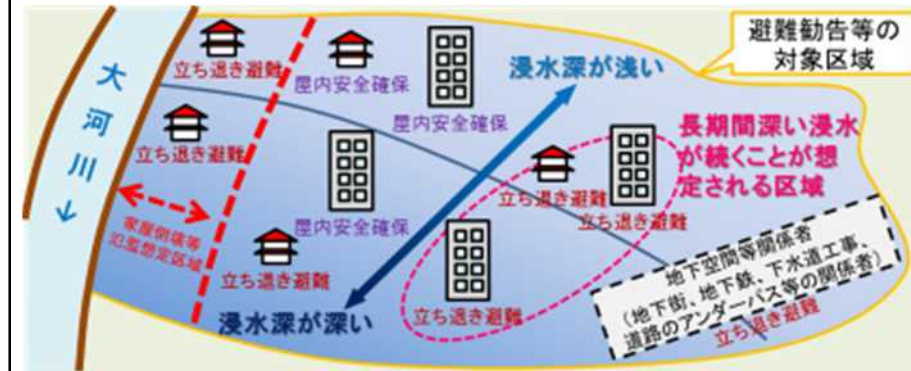
信濃川(下流)における想定最大規模降雨時の浸水深

※ 新たな浸水想定区域図をもとに垂直避難や水平避難計画を検討していく。



【避難等に関する新たな視点】

- ◎複数地点での破堤を想定した大規模氾濫の発生を想定
- ◎「立ち退き避難」が必要となる「家屋倒壊等氾濫想定区域」明示
- ◎「立ち退き避難」が必要となる「長期浸水区域」明示
- ◎上記を踏まえた避難の検討



避難勧告等の対象とする区域と避難行動について

地域防災計画や
ハザードマップへ反映

1. 避難のための取組

(1) 情報伝達、避難計画等に関する事項

●水防法第15条の3に基づく要配慮者利用施設の避難の確保のための措置に関する計画の策定に努めることについて、さらなる要配慮者施設管理者への働きかけを進めるとともに避難訓練等により課題を抽出するとともに関係機関との連携を深める必要がある。

※ 水防法第15条の3:

第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

浸水想定区域内の要援護者施設数

市町村名	施設数	備考
新潟市	376	「新潟市地域防災計画 資料編」参照(平成27年5月修正、北区を除く全施設)
五泉市	21	五泉市より提供、信濃川以外も含む
加茂市	5	加茂市より提供、信濃川のみ
三条市	55	「三条市地域防災計画資料編」(平成27年6月修正)参照、信濃川のみ
燕市	144	「燕市地域防災計画」(平成24年度修正)参照、全施設
長岡市	261	「長岡市地域防災計画資料編」(平成26年度)参照、信濃川(中下流)のみ
見附市	17	見附市より提供、乳幼児・障害者・高齢者施設
田上町	21	「田上町地域防災計画(資料編)」(平成28年2月修正)参照、全施設
弥彦村	18	弥彦村より提供、全施設

表2-1-15-2 浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の災害時要援護者施設
浸水想定区域内

名 称	所在地
あしぬま荘	はなみずき2丁目3番7号
ショートステイあしぬま	はなみずき2丁目3番7号
デイサービスセンターあしぬま	はなみずき2丁目3番7号
ほがらこ保育園	はなみずき2丁目3番7号
福祉作業所大樹	もえぎ野2丁目2番10号
逢谷内保育園	逢谷内2丁目4番3号
みつばち保育園	栗山3丁目3番8号
なかの乳児保育園	栗山706番地
デイサービスセンターなかの	栗山706番地
アピラ大形	一日市80番地
猿ヶ馬場デイサービスセンターふれあい	猿ヶ馬場2丁目12番17号

新潟市地域防災計画 資料編
(H27.5時点 一部抜粋)

1. 避難のための取組

(1) 情報伝達、避難計画等に関する事項

○信濃川下流河川事務所・阿賀野川河川事務所の防災情報を一元化し、共有・閲覧できるシステムを構築

地理院地図・GoogleMapの上に治水情報を重ね合わせて表示することが可能



CCTV



気象警報注意報(今後公開予定)



一般公開項目

Xバンドレーダ雨量

Cバンドレーダ雨量

水防警報

洪水予報

避難指示・勧告

テレメータ雨量・水位

CCTV

避難所

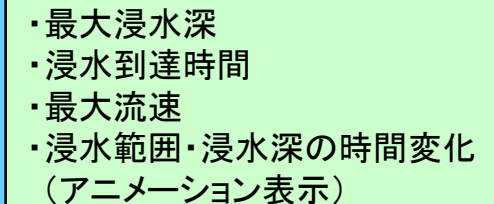
気象警報・注意報(今後公開予定)

URL【一般向け】<http://www.hrr.mlit.go.jp/shinage/platform/public>

※イメージ(制作中)

○信濃川(下流)において堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を閲覧するシステムを構築

②シミュレーション結果を閲覧する



1. 避難のための取組

(2) 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項

○小中学生を対象とした水防災教育の実施、まるごとまちごとハザードマップの表示 など

水防災教室の開催

河川における自然や治水の歴史など、地域の災害リスクや防災への取組への理解を深め、自然災害から命を守るために必要な心構え・知識・判断力・行動力を養うため、新潟県防災教育プログラムと連携した取組を実施



新潟県防災教育プログラム

新潟県では「新潟県防災教育プログラム」を作成し、今後起こりうる「津波災害」「地震災害」「洪水災害」「土砂災害」「雪災害」「原子力災害」の6つの災害について、児童生徒の発達段階を考慮し、「小学校低学年」「小学校中学年」「小学校高学年」「中学校(全学年)」を対象に、「カリキュラム構成及び学習指導案」「児童生徒用ワークシート」「学習資料(映像・画像等)」を整備されている。



水防災教室



水防活動の体験

まるごとまちごとハザードマップの表示

「まるごとまちごとハザードマップ」とは？

洪水・内水・高潮の各浸水想定区域図及び水害ハザードマップを担うものとして、まちなかに標識等として、浸水深の情報や避難行動に関する情報を設置することをいい、水防法第14条第3項及び第15条第3項に基づく措置の一部となるものである。



1. 避難のための取組

(2) 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項

○河川管理者や自治体・地域住民が参加した水害リスクの高い箇所の共同点検 など

自治体・地域住民との共同点検を実施



平成27年12月7日：新潟市西区における実施状況



平成27年11月30日：田上町における実施状況

1. 避難のための取組

(2) 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項

○水害時に住民の避難を促し、被災者を無くすことを目指して、信濃川下流域と阿賀野川流域の市町村長との意見交換会(トップセミナー)を開催し、危機意識を共有すると共に、破堤前に水平避難を行う必要がある家屋倒壊危険区域への対応など、的確な避難行動を促すための対応等について意見交換

- 日時 平成27年11月2日(月) 13:00~14:30
- 会場 三条防災ステーション 水防学習館2F
- 議事
 - 資料説明
 - ・平成27年9月関東・東北豪雨に係る被害及び復旧状況等について
 - ・「避難を促す緊急行動」の概要について 他
 - 意見交換
 - 三条市長、五泉市長、阿賀野市長、弥彦村長、田上町長、新潟市長(代理)、燕市長(代理)、加茂市長(代理)、見附市長(代理)、北陸地方整備局河川部水災害予報センター長、信濃川下流河川事務所長、阿賀野川河川事務所長
- その他 気象台が発表する防災気象情報について(新潟地方気象台)
国土交通省ハザードマップポータルサイトについて(国土地理院)



挨拶

- 【中央】北陸地方整備局河川部
関水災害予報センター長
- 【左】阿賀野川下流河川事務所
石川事務所長
- 【右】信濃川下流河川事務所
井上事務所長

関係市町村



國定三条市長



伊藤五泉市長



田中阿賀野市長



小林弥彦村長



佐藤田上町長



新潟市長(代理)
椎谷危機管理監



燕市長(代理)
南波副市長



加茂市長(代理)
金子建設課長



見附市長(代理)
吉原主幹兼課長補佐

2. 水防や流域対策の取組

(1) 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

○各市町の消防、県・市・国職員等を対象に水防技術を伝承し、指導者を育成すべく、水防技術講習会を実施



「縄の結び方」



「土のう作り」



「釜段工」



「木流し工」



「積土のう工」



「改良積土のう工」

2. 水防や流域対策の取組

(1) 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

○河川管理者や水防団・自治体職員との水防資機材の確認、新技術を活用した水防活動 など

水防団・自治体職員との水防資機材の確認



平成27年5月27日(水): 水防団と自治体との水防資機材の確認
(小須戸緊急資材倉庫)

新技術を活用した水防活動



水のう工法

2. 水防や流域対策の取組

(1) 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

○局所的に安全度が低く水害リスクの高い箇所において、関係自治体と水防協定(覚書)を締結し、水防活動に万全を期すこととしている。

水防活動箇所例(小須戸橋右岸)



施工図面



水防活動タイムスケジュール

時刻	事業	国土交通省		道路管理者		水防団		備考
		行動	所要時間	行動	所要時間	行動	所要時間	
1:00	水位が避難判断水位まで上昇	水位上昇の通知を速達		通行止め処置開始		準備・資材・重機運搬		
1:30					1.0時間		1.0時間	通行止め処置・案内板設置・誘導等
2:00				通行止め処置完了		現場準備開始		
2:30							1.0時間	現場準備: 支障物撤去、資材・草屑搬入、建設機械配置・土のう設置等
3:00						現場準備完了・大塚土のう設置開始		
3:30							1.0時間	大塚土のう: 170個(各当たり10個)設置時間(実証より42個/時間(クレーン・振込付台4台を想定))
4:00						大塚土のう34個設置完了		1個×34個=34個
4:30								
5:00								
5:30								
6:00							2.5時間	4個×34個=136個
6:30								
7:00								
7:30						大塚土のう設置完了		
合計					1.0時間		6.5時間	

2. 水防や流域対策の取組

(2) 市町村庁舎や災害拠点等の自衛水防の促進に関する事項

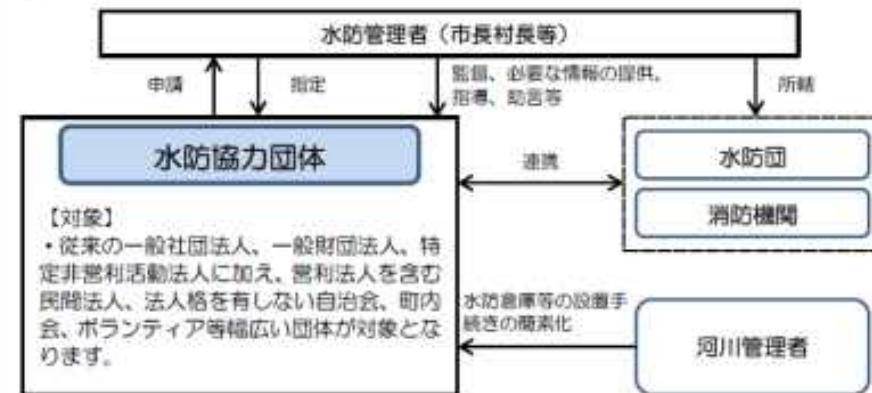
○水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進 など

水防協力団体を募集しています。

水防法第36条にて規定されている「水防協力団体」を募集しています。下記について、岐阜市の水防活動にご協力いただける各種団体様、また水防協力団体に関する疑問・質問等がありましたら、下記までご連絡くださいますようお願いいたします。

水防協力団体とは？

水防管理者によって指定された各種関係団体が水防団と連携し、水防活動を行う制度。平成17年度の水防法改正により策定され、平成25年度水防法改正により対象範囲、業務が拡大されました。



対象範囲及び想定業務内容

対象団体（例）	想定業務内容
建設会社等	水防資器材の提供、巡視、大型土のう作成・運搬等
大型販売店・食品メーカー等	水防資材の提供、支援物資の提供・運搬等
コミュニティFM	災害情報の放送（住民への呼びかけ）、PR等
新聞社	水防活動の資料収集・提供、PR等
大学等	訓練の指導・評価、実効的な水防計画等の検討等
NPO・ボランティア団体	避難所運営支援等
自治会・自主防災組織・婦人会	自治会単位での避難計画作成、自治会と連携した避難所運営計画作成、住民避難誘導、避難所運営、炊き出し等



水防体験の様子

3. 排水活動や協働の取組

○排水訓練(災害対策用機械操作訓練)の実施 など

【災害対策用機械操作訓練 概要】

- 日時:平成27年6月12日(金) 9時30分～11時00分
- 場所:赤渋防災船着場(新潟市南区赤渋地先)
- 参加機関:信濃川下流河川事務所職員
- 参加者数:約20人



信濃川下流河川事務所職員による排水ポンプ車及び照明車の操作訓練 実施状況